

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議議録（23. 6. 9開催）

発言者	発言要旨
司会： 多田副知事	<p>定刻でございますので、第1回の「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を開催いたします。会議に先立ちまして、本部長である知事から御挨拶申し上げます。</p>
高橋知事	<p>蒸し暑くなってきましたが、今日はお忙しい中、お集まりいただき誠に御疲れ様です。</p> <p>第1回の会合でございますが、まずは、ここで振り替えなければならないのは、3月11日の大震災だと思えます。この大震災を一つの契機として、いろいろなことに、われわれ国民、道民も思いを至らせたところでございますが、そのひとつが、人と人の「絆」の大切さということではないかと思っているところでございます。そのようなことも諸外国からは日本人の美德であるということで評価をされたという報道も聴いているところであり、一国民としても一道民としてもうれしい限りであります。ただこういった「絆」の大切さというようなことを含めて地域で暮らす障がいのある方々をはじめとする、いわゆる災害時における要援護者の方々に対する、防災などの取組みなどを、日ごろから、しっかりやらなければならないということを改めて思っているところでございます。</p> <p>皆様方のご協力を得て、去年の4月に本格施行しました「北海道障がい者条例」に基づきまして、障がいのある方々の権利擁護、あるいは暮らしやすい地域づくりを進めるに当たりまして、私どもは今回の震災の大きな教訓を得て、震災時における想定ということもしっかり含めて、地域の体制づくりを障がい者の方々の視点に立って、進めていかなければならないと考えているところであります。</p> <p>特に視覚、あるいは聴覚障がい、知的障がい、精神障がいなど、それぞれの障がいの特性にあった形での情報の伝達なり、そのケアの対応のあり方などきめ細やかな支援体制づくりということを考えていかなければならないと考えております。</p> <p>このため、私ども道庁自身の取組みも当然であります。市町村や地域の関係者の方々をはじめとして、いわゆる福祉の枠を超えた幅広い関係者と連携して、障がい又は障がい者の方々に対する道民一般の理解を促進することが大切であると考えて次第であります。</p> <p>私といたしましては、障がい者条例に基づく取組みの成果というものをあらゆる場面で広く道民の方々に発信すると同時に、本会議における有識者の御意見も十分に伺いながら、各部の十分な連携をしながら道庁全体としての積極的な取組みが進められるようお願い致します。私からは以上です。</p>
司会	<p>それでは、会議に入ります前に何点か御報告申し上げたいと存じます。</p> <p>まずは、委員の方の出席でございますが、日置様が都合により御欠席でございます。それから委員としてお願いしておりました北星学園大学の社会福祉学部の田中耕一郎様でございますが、イギリスに留学されるということで、3月末に委員を辞任しましたので、藤女子大学の人間生活学部教授の橋本伸也様に新たに委員への就任をお願いしております。よろしくお願いたします。</p> <p>それから協議に入ります前に、報告事項として、まず一つ目が「平成22年度の施策の推進状況」あわせて二つ目に「平成23年度の取組方針（案）」について事務局から一括して説明を申し上げます。</p>
梅井課長 (1)H22推進 状況	<p>障がい者保健福祉課長の梅井でございます。私の方から説明させていただきます。</p> <p>まず、昨年4月に全面施行しました「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の平成22年度における施策の推進状況について、資料1によって御説明します。</p> <p>お手元の資料1を御覧ください。資料の1頁には、条例の推進に当たり、その要となる「推進本部」の活動と、特に課題とされている「広報活動」の2項目について、2頁から4頁にかけては、条例の3つの柱である「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」の3項目について、その主な取組内容ごとに記載しております。以下、項目ごとに御説明させていただきます。</p> <p>まず、1頁の「推進本部」についてでございますが、昨年8月に知事を本部長とする推進本部の第1回の会議を開催し、今後の取組方針などについて報告・協議を行うとともに、地域づくり委員会から求められた事項を審議するため設置した、学</p>

発言者	発言要旨
	<p>識経験者を委員とする調査部会を8月と3月に開催し、情報交換や「バス運賃割引の精神障がい者への適用」といった課題について協議を行ったところでございます。</p> <p>次に、1頁下段の項目「条例の広報」についてですが、条例に基づく施策の推進に当たっては、条例の理念や施策内容を広く道民の方々に周知することが重要であることから、道政広報番組「ウィークリー赤れんが」や「広報紙ほっかいどう」など、道の広報媒体を活用した広報を行うとともに、市町村などへの広報資料の配付や条例説明会の開催、また、関係団体等の研修会などに振興局・総合振興局の職員が出向き、条例の説明を行う出前講座を全道で実施してまいりました。</p> <p>また、昨年の12月には、札幌コンベンションセンターにおいて、障がいのある方々を含め、約400名の方々にお集まりいただき、知事も出席してのシンポジウムを開催するなど、積極的な周知に努めてまいりました。</p> <p>さらに、条例の内容を広く道民の皆さんにPRするためのパネルやポスターを作成したところであります。</p> <p>次に資料の2頁を御覧ください。「権利擁護の推進」についてですが、まず、全道14カ所に地域づくり委員会を設置し、委員会における協議を通して、「虐待や差別等の解消」に取り組んだところであります。平成22年度における状況については、2頁中ほどの表-1を御覧いただきたいと思っております。相談総数は34件であり、このうち地域づくり委員会へ協議申立書の提出があったのは6件となっております。</p> <p>なお、協議申立書の提出があった事案の対応状況についてですが、地域づくり委員会で協議を行ったものが1件、事実確認のために行った調査結果などを申立人に伝えたと、申立人の方が納得され、協議に至らず解決した事案が4件、地域づくり委員会の開催に向け準備中のものが1件となっております。地域づくり委員会への協議申立書の提出があった事案の概要については参考として資料の5頁に添付してありますので、後ほど御参照いたします。</p> <p>次に、「障がいや障がい者に対する道民理解の促進」についてであります。権利擁護を進めていくためには、道民の方々に障がいの特性や障がいのある方々への理解を深めていただくことが大変重要と考えております。これまでも、障がいの特性などについて解説したDVDを作成し、学校や企業に配布するとともに、障がい福祉事業者等に貸出すなど理解の促進に努めてきたところであります。平成22年度においては、さらに、広く一般道民の方々にも利用いただけるようDVDをホームページ上で動画として視聴できるようにするなど、新たな取り組みを行ったところであります。</p> <p>次に、資料の3頁を御覧ください。項目の4つ目、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」についてであります。</p> <p>まず、先ほど申し上げた全道14カ所の地域づくり委員会は、相談や申立てのあった事案ばかりではなく、委員会が自ら、地域の様々な課題を積極的に把握し協議を行い、暮らしにくさの解消に努めているところであります。各地域づくり委員会における地域課題は、下段の表-2に記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。</p> <p>次に、「地域支援体制づくりの推進」についてですが、障がいのある方々の暮らしやすい地域づくりを推進するため、昨年3月に道が策定した「地域づくりガイドライン」を活用しながら、各圏域ごとに、地域づくりコーディネーターと振興局等が連携し、市町村の地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制づくりの取り組みを支援したところであります。</p> <p>次に、地域づくりに関連した事業として、まず、「入所型施設の地域生活支援型事業への転換推進」についてであります。地域生活への移行を希望する施設に入所している障がいのある方々の受入基盤等の整備を支援するため、昨年度と今年度の2カ年に渡って、「障がい者入所施設事業転換促進交付金制度」を創設し、各地域で、グループホームや就労環境の整備などにより、安心して生活できる基盤づくりに取り組んでいるところであります。その結果、22年度には11施設において入所定員191名の削減を行っております。</p> <p>次に、障がいのある方々や高齢者、児童などに一体的にサービス等を提供する拠点となる施設を整備する「共生型基盤整備の推進」についてですが、これらの基盤整備については、平成19年度から国の交付金制度などを活用し、21年度までに38の市と町で56カ所、さらに22年度においては29の市と町で39カ所整備</p>

発言者	発言要旨
	<p>が行われたところです。</p> <p>次に資料の4頁を御覧ください。「障がい者の就労支援」についてであります。昨年、新たに設置した「北海道障がい者就労支援推進委員会」の意見を踏まえながら、「新・北海道働く障がい者応援プラン」の工程表に基づく就労支援の取組みを総合的に進めてきたところです。</p> <p>その主な取組内容として、まず、3に記載した条例に基づく企業認証制度については90社に、また、就労を応援する企業を幅広く登録するアクション2010については288社にそれぞれ認証や登録をしていただき、企業等と連携した就労支援に取り組んでいただいております。</p> <p>また、授産事業所等へ随意契約で発注できる「特定随意契約制度」の活用を庁内に呼びかけるなど、授産事業所等への官公需の発注を促進し、280件、94,615千円の発注を行ってまいりました。</p> <p>さらに、昨年4月には、授産事業所への経営指導や販路開拓など、民間ノウハウを活用した就労支援の推進を目的に、条例に基づく法人として、北海道社会福祉協議会を指定し、企業と授産事業所の仕事をつなぐ共同受注システムを運営するなど、総合的な就労支援体制を整備したところです。法人のサポートにより、これまでに133件の商談が成約に至っております。</p> <p>「授産製品の販路拡大」につきましては、大型商業施設の協力を得て、札幌及び釧路市内の店舗で授産製品を定期的に販売するとともに、赤レンガ庁舎内の売場に授産製品コーナーを設置するなどの取組を進めており、この4月からは、苫小牧及び帯広市内の商業施設においても販売を開始しております。</p> <p>また、障がいのある方々やひとり親の方々の経済的自立を目的として、昨年度と今年度の2カ年で、IT訓練、業務開拓、就業支援を一体的に進める「IT在宅就業支援事業」を実施しており、312人の障がいのある方々が訓練を開始したところです。</p> <p>なお、企業認証制度や授産製品の販路拡大の取組に関し、関係企業からは、認証マークの使用や授産製品を取扱うことにより顧客から大変好感をもたれるなど、企業として進めている社会貢献の経営戦略を積極的にアピールできるものであるなどといった生の声もいただいているところであります。</p> <p>このほか、関係法令等との調和や道民等の理解の促進など、条例第2章に掲げる道がその施策等を進めるに当たり配慮、努力することとした施策の取組み状況の概要については、6頁以降に取りまとめておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上が、「平成22年度における北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」でございます。</p>
(2)H23取組方針案	<p>引き続き、平成23年度の取組方針案についてご説明申し上げます。</p> <p>資料2をご覧ください。平成23年度の取組方針としては、「基本方針」と「重点方針」について設定しております。</p> <p>まず、「基本方針」については、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方のもと、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいのある方の参画を基本とし、対話を重視すること、</li> <li>2 地域間格差の是正に資すること、</li> <li>3 幅広い関係者等と連携・協働する取組みを推進すること、</li> <li>4 障がいの特性や障がいのある方々に対する道民理解の促進を図ること、</li> </ol> <p>この4点に十分に配慮して取組を進めることとしています。</p> <p>「重点方針」については、平成22年度の施策の推進状況に記載した項目ごとに重点的に取り組むこととしています。</p> <p>まず、「条例の広報」については、関係機関や関係団体とも連携しながら、ポスターや広報用パネルなどの様々な媒体の活用や出前講座による機動的かつきめ細かな広報活動を実施するほか、知的障がいのある方々が分かりやすいパンフレットの作成などにより、広く道民の皆さんはもとより、障がいのある方々やご家族に対する周知を強化してまいります。</p> <p>次に、「権利擁護」についてですが、地域づくり委員会の利用促進を図ることが重要であると考えており、様々な機会を捉えて地域づくり委員会やその取組成果を道</p>

発言者	発言要旨
	<p>民に広く周知し活用の促進を図るとともに、虐待等に対する対応機能の強化を図る研修会などを行うこととしています。</p> <p>次に、「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」においては、地域で暮らす障がいのある方々などのニーズを把握し、その方々の声を地域課題として地域づくり委員会での協議に反映できるよう取り組むとともに、地域自立支援協議会を中心とした障がいのある方々の相談支援体制づくりを進める市町村の取組を地域づくりコーディネーターを中心に支援することとしております。</p> <p>最後に、「障がい者の就労支援」では、障がいのある方々とそれを支える企業の双方を応援する包括的な取組を進めることが重要と考えており、企業と連携した就労支援を推進するとともに、今年度策定する第3期北海道障がい福祉計画との整合性を図りながら新たな就労支援推進計画を策定することとしています。</p> <p>企業との連携に関しまして、認証取得企業の優遇措置として平成21年度から一部の業務において、企業認証に係る就労貢献ポイント等を加味する総合評価競争入札制度を導入しております。昨年度は、保健福祉部に加え、経済部の出先機関にも拡大したところであり、委員の皆様には、全庁での拡大実施について御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>平成23年度の取組方針案については以上でございます。</p> <p>なお、本日御出席されております松浦委員から、障がい者などに対する北海道弁護士会、札幌弁護士会の取組に関する資料を御提供いただいておりますので、お手元にお配りしております。</p>
司会	<p>以上が事務局からの説明でございますが、所管をする保健福祉部以外にも関連施策としてずっとやってきていただいている各部からも何か補足するようなことはございますか。</p> <p>(特に各部からの補足意見なし。)</p> <p>それでは松浦先生、このことについて補足がありましたらどうぞ。</p>
松浦本部長	<p>高橋智美弁護士名義の資料が配付されておりますけれど、これは道弁連で5月21日に行事があったときの資料をそのまま使わせてもらっています。</p> <p>道内4会で連携して道弁連の事業として、北海道弁護士ホットラインというものを行っておりますので、それについて報告したいと思います。</p> <p>平成22年の8月2日から事業を開始しまして、毎週月曜日の1時から3時まで電話2回線で二人が担当して、電話相談を受けております。対象は、これは高齢者・障がい者委員会というところが対応していることもありまして、高齢者の方の相談も受けております。また、家族とかそれ以外の第三者の方の相談も可能です。方法としては電話相談ですけれども、さらに面接が必要であるということであれば、そちらのほうにもっていくこともできるシステムになっております。</p> <p>資料の2の広報と研修については、このとおりということです。</p> <p>資料4の統計については、何件あったのかということについての資料です。</p> <p>全部説明しませんが、集計をみますと、8月から3月までは、合計で183件、今年度は4月1日から5月半ばまで44件ということで、1回当たり6件、一人当たり3件を受け持っているようなことになっております。</p> <p>1回の件数は少ないように思われるかもしれませんが、こういう相談というのは性質上1時間も2時間もかかることもあるようですのでやむを得ないことであろうと思っています。</p> <p>どういう相談が多いかということについては、あとで御覧になっていただきたいと思っておりますけれども、今年度の相談事例として具体的にどういうものがあるのかということですが、6件ほどまとめてまいりました。</p> <p>例えば、ヘルパーが相談者の母親をベッドから転落させた、これは、損害賠償の話ですね。「お父さんの後見人にお母さんがなっているけれども、お母さんがそのお父さんの財産を使い果たしそうで困っている。」「統合失調症で緊急入院させられたが退院請求をしたい。」ということで、この人も延々相談を繰り返しているようです。「精神障がい者でも運転免許の更新ができるのか？できないという話を聞いた。」「介護保険が打ち切られて困っている。」「親に通帳を預けているが、親からちゃんと返還を受けられるか心配だ。」、これは、精神障がい者の方ですね。今年の相談から何件かあげるとしたら、こういう相談が寄せられています。以上でございます。</p>

発言者	発言要旨
司会	<p>ありがとうございました。現実に即した話をありがとうございました。</p> <p>それでは、松浦本部員の説明等も含めてこれまでの説明の中でわからないことありますとか、何か御意見等々ありましたら御発言をお願いします。</p> <p>特段ございませんでしょうか。それでは報告については以上ですが、これから少し幅広に協議を進めたいと思いますけれど、先程の23年度の取組方針を含めて、今後の取組として、効果的な施策を実施するという観点で、考慮すべき視点でありますとか、留意すべき観点でありますとか、ここから幅広く御意見を賜りたいと思いますが、何か意見ございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。</p> <p>せっかくですので、学識経験者のお三方の本部員様から御意見があればと思うのですけれども。大変恐縮ですが、門屋さんいかがでしょうか。</p>
門屋本部員	<p>自立支援法の改正法案が来年4月から施行することになっているのでございますけれども、その関係のことをひとつ。それからこの条例関係のことと言えば、この推進本部ができたということは、北海道の特性である広域性から各振興局毎にこの推進本部のような他部門の方々に、広く集まっていただくような会が年に1、2度あることは大変ありがたいなと思っています。</p> <p>それでもう一点は今年度の方針の中に書かれていますけれども、自立支援協議会と地域づくり委員会の関係について、もう少し整理して明確にしたほうがいいのではないかと。特に市町村の関係で言えば、市町村には地域づくり委員会はないのですが、自立支援協議会はあるということから言えば、自立支援協議会の中に統合されていくような仕掛けを作っていただけないか思っております。</p> <p>自立支援法改正の関係で申し上げます、もうすでに方針の中に書いていただいておりますが、相談体制の強化ということなんです。国が予定をしている、まだ明らかになっておりませんので、明らかになっていないことをここで申し上げるのはどうかと思いますが、すべてのサービスを利用している方々にサービス利用計画、いわゆる障がい者のケアマネジメントを行うということを大原則とすることがほぼ固まったと聞いております。そうすると今最大の課題は相談支援専門員が全国に5,500人いるのですが、1万人ほど不足するであろうと考えられておまして、北海道も当然その不足分があるということになります。</p> <p>もう一点、北海道の特性は相談専門員の方がいるところから、障がい者の生活している場までが遠いために時間がかかり、経費がかかるということですね。これは何の保障もない状況があって、これは考えなければなら北海道特有の問題ではないかと思えます。</p> <p>今日申し上げたかったのは、①振興局ごとに横断的な何かの会を作って欲しい、ということが1点と、②自立支援法改正法関係のことと、もう一点、③同じ北海道の中で障がい者の問題が道庁の中で役割分担があるのは仕方がないにしても、振興局レベル、地元レベルでは一つにまとまっていかなければならないのですが、一点だけ例をあげれば、精神の領域がやはり今までの長い保健所業務の中とかで未だに会議とかも分かれていることが多く、できればひとつになって欲しいなと思っております。1点だけいえば地域移行ということは最近国の様々な研修の中でも、3障がい一緒にやっているのですけれども、それが別々の施策として出されていることもあって、なかなかうまくいかないと言われております。たとえば精神障がい者を支援するサービスが地域に均一にあるわけではないので、昨年度国の事業の中で、知的障がい者のサービス事業者が、精神障がい者にサービスを提供し支援することについてのテキストができております。障害を分けずに支援をしていこうということが全体の流れになっていますので、そのことをもう少し進めていけなかなと思っております。</p> <p>私の申し上げたいことは以上でございます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。いくつかお話がありましたが、地域ごとの支援体制は横断的という意味ではどうなっているのですか。</p>
事務局	<p>振興局ごとに各地域づくり委員会を支援する連絡会議を設置しております。いろいろな事案によって、推進員の方と協議をしながらそういった取組を進めています。体制は振興局の単位でありますけれど作っております。</p>

発言者	発言要旨
司会	それが門屋委員が言うように横断的に機能しているかどうかは、運用の問題としてあるのだらうと思いますが、私どもも留意をしながら進めてまいりたいと思います。
保健福祉部長	<p>支援のための時間を要するというのは、障がい者だけでなく高齢者でも同じようなことがあります。その部分は国の方に一定程度時間を要する部分をサービスの時間帯の中に加味できないかという議論をさせていただいております。</p> <p>この点は私ども国の方に強く求めていかなければならないということが一つでございます。</p> <p>それと精神障がい者の場合はどうしても福祉施策が知的や身体と比べて遅れてきているということがございます。福祉施策については、知的と身体に追いつくような施策の展開を是非やっていきたいなと思っているところであり、この点先生にもご協力をいただきたいと考えております。</p>
司会	相談専門員の不足のことについては、これからまた逆に相談させていただきながら、課題としてどのような対応があるのか。しかし、誰でもなれるような仕事ではないのしょうから、どうやってそういう人達を確保していくのか、こういった機能、能力を求められていくのか、その辺も含めて改めてご相談にのっていただくような形で進めていきたいと考えております。
門屋本部長	<p>その関係で1点だけ。北海道は他県と異なる特性があるのですが、相談支援体制で言いますと、市町村が直営の相談支援事業をやっているところが60%以上ありまして、これは他の都府県では70%以上が委託をしているわけです。</p> <p>この特徴が相談支援を行ううえでは、少し足かせになっているのかなと思っているわけです。市町村の委託ということについて促進しなければならないということですが、財政問題もあり少し難しいのですが、何か工夫をしなければならないと思っています。</p>
司会	歴史的な経緯でそういうふうになっておられるのか、もしかしてその委託をしようにも委託相手がなかなかおられないかもしれませんね。ありがとうございました。また、御指摘の点も含めていいですね。
保健福祉部長	はい。
高橋知事	まちづくり委員会と自立支援協議会はどうですか。
保健福祉部長	私も多分に整理が必要なんだらうと思っています。そんな意味では少しお時間をいただきながら、私ども内部で議論させていただければと思います。
司会	橋本委員何かありますでしょうか。
橋本本部長	<p>門屋委員からお話がありましたように、来年4月から制度が大きく変わるという中では新しいこととかむずかしさがあると思うのですが、今スタートしてきた23年度としては、質を高めていくということ、あるいは機能性をアップしていくということが課題ではなかろうかと思っております。</p> <p>それで、私の方から2点お話をさせていただきますが、一つは地域生活移行の仕組みを充実させていこう、もう一点は就労移行です。かいつまんで申し上げますと、地域生活移行というのは施設から地域へということだけではなく、特別支援学校を卒業する子どもたちを地域でどう生活を成り立たせていくのかが大切だと思っております。教育という分野とのつながりも合わせて、広くコーディネーター制度もスタートさせているのですから、その方々に対する研修システムを強化するであるとか、人が担うわけですから人と人とのつながり、あるいは協力連携体制をなんらかの形で強めていく工夫はできないものかなと思っております。</p> <p>それから2点目の就労移行、就労支援に関してなんです、それについても現在自立支援法の下で、就労移行の事業所の担い手がいろいろな企業と障がいのある方</p>

発言者	発言要旨
	<p>々のつなぎ役になっているわけですが、そういう方々が何々事業所の誰々ですということとは別に例えば推進員だとか協力員みたいな肩書きをもって、企業に働きかけるみたいなのができないものかと思う次第です。そういう就労移行ということ、あるいは先程の地域づくりコーディネーターという役割を担う方々に対して何か評価をする、モチベーション、人が力になるわけですから、ある取組をされていることについてモチベーションを高めていくような、評価制度。たとえば、功労賞というのは変ですけども、実務に対して賞として認めていくような形を取ったり、あるいはうまく成功したケースばかりではなくてむずかしさがあったような場合も関係者の中で共有していけるような場面を作っていけないかな、こういうような取組であり、広域の北海道の主導と言うことが大切だろうということをおっしゃってご検討の中に含めていただければと願う次第です。</p>
司会	<p>ありがとうございます。地域生活への移行と就労支援の話がございました。私の理解が正しいかわかりませんが、特別支援学校の卒業生の就労に向けて研修でありますとか、地域の協力体制が必要ではないかということが1点目ではなかったかと思いますが、これについて、教育委員会として現状の認識とか何かありますでしょうか。</p>
教育次長	<p>特別支援学校の高等部を卒業される方の75%が福祉施設、20%弱が一般就労します。就職希望者のうち95%は就職している状況にありますけれども、より多くの生徒が地域で一般就労できるように、在学中から就職支援のために教員も頑張っておりますし、1、2年生から企業現場で実習するという取組をしております。こういったことも今後も引き続きやりまして地域での定着にも力を入れていきたいと思っております。</p>
司会	<p>就労に向けて企業と結んでいく事業所の担い手の方の肩書きをつけるですとか、モチベーションを高めるための表彰とか問題事例に対するサポートとか、その辺はちょっと肩書きとかはやりやすいのですが、また事務方の方で検討してもらって連携体制をどうやってとっていくかということを検討したいと思っております。松浦本部長、先程のお話の他に何かございますでしょうか。</p>
松浦本部長	<p>特にはないですが、障がい者問題に詳しい弁護士もおりますけれども、電話相談をしている多くの弁護士にとっては、本来の法律相談とだいぶ違う側面がありますので、やはりみんな勉強しながら、あるいは他の機関などにいろいろ聞きながら、そういう状態でやっているわけです。私たちができるということは、さっきの重点方針の中の権利擁護の推進ということについて、多少なりともお手伝いをするということではないわけで、そこからでてくる色々な問題について、道の方に煙たいことを申し上げることもあるかと思っております。その点はよろしく願いますということをおっしゃっておきます。</p>
司会	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
門屋本部長	<p>お礼がたがた。経済部が昨年NPOの雇用対策で障がいの方も雇用していただけた事業を起こしていただいたので活用させていただきました。あのような事業は広がりがあってとてもいいと思っております。経済界とコンソーシアムを組むということをやらせていただくこと、その後に色々な良い影響が出てくるということがあって、このような広がりのある事業をやっていただくとありがたく思います。経済部にお礼申し上げます。</p>
司会	<p>お褒めいただいたのですか。</p>
経済部長	<p>この事業については2つございます。ひとつはモデル事業としてやらせていただいたのですが、商工団体とNPOとの連携を定着させるためにどうしていくかという点、もうひとつは、商業のあり方の中で地域の方々が集うという観点から商業施設を見ていこうという点です。今後は、今のような観点をに入れてきたいと思っておりますので引き続きご協力願います。</p>

発言者	発言要旨
高橋知事	今年度予算でも、経済部ではなかったかもしれませんが、新しい公共を支援する事業を実施しています。
経済部長	NPOの様々な活動をご支援申し上げるため、今年度から立ち上げていますので、様々な活動について私どもにご相談いただければお答えしたい。
高橋知事	そういう場合に障がいのある方も要件を満たせば是非参画をしていただきたい。
司会	<p>それでは今までいただいた御示唆については、次の機会、若しくはもう少し早めの機会に改めて実情でありますとか、取組状況でありますとか御報告を申し上げてさらに御意見を賜ればと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>だいたい意見もいただいたようでございますので、このあたりで閉じたいと思っておりますが、最後に知事からひとことございましたらお願いいたします。</p>
高橋知事	<p>今日はありがとうございました。これまでの実績やこれからの方針、こういったことについて議論をしていただきました。学識経験者の本部員の皆様には、幅広い御見識の中で様々な御意見を頂戴したことにありがとうございます。</p> <p>障がい者条例の本格施行から2年ということになったわけでございますが、私どもの条例は、権利擁護、地域づくりそして就労支援の3本柱の整った、全国に誇るものと思っておりますが、障がい者条例の推進というものを皆様方の力をいただきながらさらにしっかりやっていかなければならないという思いを新たにいたしましたところでございます。</p> <p>これは最初からお願いを申し上げているところですが、やはり地域との対話ということは何よりも重視しながらこの条例を進めてまいりたいと思っておりますので、またそういった面でのご協力をお願い申し上げたいと思っております。</p> <p>それから私ども道庁サイドの議論として障がいのある方の支援の取組のひとつとして、総合評価競争入札制度、これは一部、保健福祉部や経済部からさらに全庁まで広げるということを検討ということもあったわけですので、是非提案についても前向きな議論を深めてもらいたいと思う次第であります。</p> <p>方針の中にありますとおり、障がいのある方があたりまえに暮らせる地域は誰にとっても暮らしやすい地域であるという基本的な考え方、これをあらためてわれわれそれぞれが噛みしめながら、障がいのある方々とともに生きていける北海道づくりに取り組んでいきたいので改めて協力をよろしくお願い致します。</p>
司会	ありがとうございました。本日の会議はこれで閉じさせていただきます。
高橋知事	ありがとうございました。 (終了)